

各 位

会社名 ア マ ノ 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 春 田 薫
 問合せ先 取締役常務執行役員
 管理本部長 草 薙 利 雄
 (TEL. 0 4 5 - 4 3 9 - 1 5 0 4)

株券電子化に伴う「当社株券等の大量買付行為への
 対応策（買収防衛策）」の修正に関するお知らせ

当社は、平成21年5月8日開催の取締役会において、株券電子化に伴い、平成20年6月27日開催の当社第92回定時株主総会において承認いただきました「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、下記のとおり所要の修正を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 修正の理由

平成21年1月5日の「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行により、株券が電子化されるなどの関係法令の整備に伴い、本プランへ所要の修正を加えるものであります。

2. 修正の内容

修正の内容は、以下の表のとおりであります。

なお、現在の本プランの内容については、当社ホームページに掲載の開示資料（平成20年5月8日開示「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の導入に関するお知らせ」（<http://www.tse.or.jp/disc/64360/200805080111-45080370.pdf>）（以下「本開示資料」といいます。）をご参照下さい。

（修正箇所は、下線の部分であります。）

修正前	修正後
（本開示資料10ページより11ページ） V. 株主及び投資家の皆様に与える影響等 3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様が必要となる手続 (1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続 新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。 ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、 <u>名義書換えが完了していない株主の皆様におかれましては、当該基準日まで</u> に名義書換えを完了していただく必要がありますのでご留意下さい。	V. 株主及び投資家の皆様に与える影響等 3. 新株予約権の無償割当てを行う場合に株主の皆様が必要となる手続 (1) 新株予約権無償割当てを行う場合の手続 新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っていただく必要はありません。 ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、 <u>当該基準日における最終の株主名簿への記録を完了して</u> いただく必要がありますのでご留意下さい。

修正前	修正後
<p>(同 16 ページ) 別紙 5</p> <p style="text-align: center;">新株予約権の概要</p> <p>2. 割当ての対象となる株主及びその割当方法 基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1 株につき 1 個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。</p>	<p>別紙 5</p> <p style="text-align: center;">新株予約権の概要</p> <p>2. 割当ての対象となる株主及びその割当方法 基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1 株につき 1 個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。</p>

以 上